

# 宇都宮工業高校 野球部OB会 コンプライアンス規範

## 第1条（本規範の目的）

この規範は、宇都宮工業高校 野球部OB会（以下野球部OB会という）におけるコンプライアンスの行動規範を定めることを目的とする。

法令を遵守し、倫理に則った活動を実践することを通じ、社会から「信頼」される組織を目指します。

## 第2条（定義）

コンプライアンスとは、法令、条例、規則等、明確に文章化された社会ルールの遵守をいう。

## 第3条（適用範囲）

本規範は、野球部OB会の会員に適用する。

## 第4条（推進体制）

1. 野球部OB会は、規範の実施について野球部OB会会則に基づき細則を第5条以下に策定する。
2. 細則は、規範の各項目を推進するため、必要に応じて野球部OB会にて変更し定める。
3. 本規範の運営統括部門は、野球部OB会役員会とする。
4. 本規範の管理は「野球部OB会役員会」とする。
5. 本規範の組織体制、運営については、別途定めることとする。

## 第5条（行動規範細則）

1. 法令等の厳格な遵守
  - ①国内・国外を問わず法令やルールを厳格に遵守の上、公正で誠実な野球部OB会活動を遂行するとともに、高い倫理の維持と法令やルールを守る風土の維持、向上を目指します。
  - ②知り得た情報をもとに自己の利益を図る行為をしません。重要事実に関連する情報を入手した場合は、情報の取り扱いには細心の注意を払います。
  - ③公私混同の禁止  
利害関係にとらわれず、常に公平・公正な立場からの価値判断を行うように努めます。  
公私のけじめをつけ、当野球部OB会固有の情報等の私的流用はしません。
2. 人権および環境の尊重
  - ①個人の基本的な人権と多様な価値観を尊重し、年齢等による上下関係での差別的言動、暴力行為、ハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わない。
  - ②良識を兼ね備えた、自立した野球部OB会員としての責任をもって行動するよう努める。
3. 情報の管理
  - ①第三者に関する情報は正当な方法で入手すること。守秘義務が課せられていることを良く理解すること。
  - ②個人情報保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行うこと。
  - ③野球部OB会員に関する情報も守秘義務の対象であることを良く理解し、所定の手続を経ないで、これらを他の第三者に開示、漏洩しないこと。

## 第6条（規範細則の改正）

本規範細則の改正においては、役員会で事前に協議した上で、役員会が立案し、理事会に図り野球部OB会総会において決議する。

## 第7条（懲戒処分）

野球部OB会員が、本規程内で禁止している行為を行った場合、役員会で対象行為における見解をまとめた上で、野球部OB会会則に則って以下の処分を行う事がある。

- ①口頭注意
- ②野球部OB会会員資格停止
- ③野球部OB会会員除名

## 第8条（施行）

この規範は令和4年7月2日から施行する。